

# グラハン車両における軽油引取税の課税免除措置について

航空ネットワークの維持を図るとともに、安定した航空輸送サービスを提供するため、空港内においてグランドハンドリング業務に使用される車両に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置（令和6年3月31日まで）を実施

## <課税免除の対象>

専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途に使用される軽油

【グランドハンドリング業務の例】



荷物積降

【対象車両の例】



航空機用牽引車



ベルトローダー



貨物用牽引車

## <対象空港>

- 拠点空港（26空港）・・・成田国際、東京国際、関西国際、中部国際、大阪国際、新千歳、旭川、釧路、帯広、函館、仙台、秋田、新潟、広島、山口宇部、高松、松山、高知、福岡、新北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
- 地方管理空港（10空港）・・・女満別、青森、富山、静岡、神戸、出雲、岡山、奄美、宮古、石垣
- 共用空港（2空港）・・・小松、徳島

<参考：手続きの流れ> ※詳細の手続きや必要書類については最寄りの都道府県税事務所等へご確認ください

①管轄の都道府県税事務所等に「免税軽油使用者証交付申請書」を提出し、「免税軽油使用者証」の交付を受ける

②上記①により交付を受けた「免税軽油使用者証」を添付して、管轄の都道府県税事務所等に「免税証交付申請書」を提出し、「免税証」の交付を受ける

③「免税証」と引き換えに免税証に記載された販売業者から免税軽油を引き取る

④その後、管轄の都道府県税事務所等に免税軽油の引取状況等に関する報告を行う